

その他の事項

・診療および調剤を行う際には、国民健康保険被保険者証、限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、特定疾病療養受療証等を確実に確認してください。
(資格喪失後受診や限度額適用認定証の区分が誤っている場合など、診療報酬明細書を返戻させていただく場合があります。)

・平成30年8月1日より、70歳以上の方の自己負担限度額の区分が次のとおり変更になります。
なお、限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)に記載する区分の表記は、表中②→現役並みⅡ、③→現役並みⅠ、⑤→Ⅱ、⑥→Ⅰとなります。(表中①および④については、限度額適用認定証は発行いたしません。)

～平成30年8月から70歳以上の医療費の自己負担限度額が下記の表のとおり変更になります～ (70歳未満のかたは変更ありません。)

自己負担限度額(月額) 70歳以上のかた

区分 (高齢受給者証負担割合)	H30.7月診療まで			H30.8月診療から		
	外来 【個人単位】	外来+入院 【世帯単位】	外来+入院 【個人単位】 75歳到達月 (月の初日生まれの方は除く)	外来 【個人単位】	外来+入院 【世帯単位】	外来+入院 【個人単位】 75歳到達月 (月の初日生まれの方は除く)
現役並み所得者(3割)	① 年収 約1,160万円～	57,600円 【28,800円】	80,100円 (44,400円) 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	40,050円 (22,200円) 医療費が133,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	252,600円 (140,100円) 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	126,300円 (70,050円) 医療費が421,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
	② 年収 約770万円～ 約1,160万円				167,400円 (93,000円) 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,700円 (46,500円) 医療費が279,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
	③ 年収 約370万円～ 約770万円				80,100円 (44,400円) 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,050円 (22,200円) 医療費が133,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算
④ 一般(2割)	14,000円 【7,000円】 <small>[年間(8月1日～翌年7月31日まで)144,000円上限]</small>	57,600円 (44,400円)	28,800円 (22,200円)	18,000円 【9,000円】 <small>[年間(8月1日～翌年7月31日まで)144,000円上限]</small>	57,600円 (44,400円)	28,800円 (22,200円)
⑤ 低所得Ⅱ(2割)	8,000円 【4,000円】	24,600円	12,300円	8,000円 【4,000円】	24,600円	12,300円
⑥ 低所得Ⅰ(2割)		15,000円	7,500円		15,000円	7,500円

※ ()内の金額は、過去12か月間に自己負担限度額を超えた高額療養費の該当が4回以上あったときの4回目以降の金額です。

※ 《 》内の金額は外来【個人単位】の場合における、75歳到達月での限度額です。ただし、月の初日生まれのかたは除きます。

※ 県内の他市町への転出、転入及び市内間転居の際に世帯の継続性が認められる場合は、上記自己負担限度額が減額になり、該当回数は引き継ぎます。

※ 昭和19年4月1日以前にお生まれの2割負担該当者は、特例により1割負担となります。